

総務環境常任委員会会議録

- 1 本委員会の開催日時は次のとおりである。
令和4年9月12日（月）午前9時56分
- 2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	宮田 竜二 君	副委員長	今吉 直樹 君
委員	松下 太葵 君	委員	藤田 直仁 君
委員	松枝 正浩 君	委員	前島 広紀 君
委員	有村 隆志 君	委員	仮屋 国治 君
委員	宮内 博 君		
- 3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。
なし
- 4 委員外議員の出席は次のとおりである。

委員外議員	野村 和人 君	委員外議員	川窪 幸治 君
委員外議員	鈴木 てるみ 君		
- 5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

総務部長	橋口 洋平 君	総務部参事兼総務課長	永山 正一郎 君
総務課主幹兼人事研修グループ長	安楽 尚子 君	総務課人事研修グループ主任主事	山下 祐樹 君
危機管理監	平田 雄嗣 君	安心安全課主幹兼防災グループ長	有村 浩君 君
- 6 本委員会に出席した陳述人は次のとおりである。

下野 一夫 君	野呂 正和 君
---------	---------
- 7 本委員会の書記は次のとおりである。
書記 森 伸太郎 君
- 8 本委員会の付託案件は次のとおりである。
議案第61号 霧島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
陳情第4号 川内原発の20年延長運転期間に関する陳情書
- 9 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 会 午前9時56分」

○委員長（宮田竜二君）

ただいまから、総務環境常任委員会を開会します。本日は、去る9月6日の本会議で、当委員会に付託されました議案1件、陳情1件の審査を行います。ここで、委員の皆さまにお諮りします。本日の会議は、お手元に配付しました、次第書に基づき進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。陳情者入室のため、ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前9時59分」

「再 開 午前9時59分」

△ 陳情第4号 川内原発の20年延長運転期間に関する陳情書

○委員長（宮田竜二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。陳情第4号、川内原発の20年延長運転期間に関する陳情書について、審査に入ります。本日は、陳情者の下野一夫様、野呂正一様が御出席されております。出席者の方に、議事の順序を申し上げます。まず、陳情者の方から陳情内容、趣旨、経緯などについて、簡潔に御説明いただきます。その後、委員からの質疑に一問一答でお答えいただきます。御発

言の際は挙手をして、委員長の許可を得てから、起立して御発言ください。マイクは、青いボタンを押すとスイッチが入ります。また、陳情者は、委員に対して質疑をすることができないことになっておりますので、あらかじめ御了承ください。それでは、陳情者の方から、陳情内容の説明をお願いいたします。

○陳情者（下野一夫君）

隼人に住まいを構えています下野と申します。本日は、貴重な時間を割いていただき、市役所関係及び議会関係の皆様方には厚く御礼を申し上げます。少しこういう場所に出るのは初めてなもので上がっていますので、ひとつよろしくをお願いいたします。実は東北震災が起き、はや10年となりましたが、11年目ですかね。いまだに故郷に帰れない人たちがいらっしやいます。原発災害のために、避難指示が出されましたが、避難指示とは、一時的な期間、時期だと認識をしているつもりです。しかし、10年以上が経過しても帰れないのは、避難ではなく移住になります。もちろん、仕事、財産など全て失います。帰郷できた方も、汚染除去が進み、帰れたとは思いますが、それは人間の手が入るところだけの話であり、山や川、谷などを全て除去作業が進んでいるのでしょうか。決してそうではないと思っています。まして霧島市全体が、川内原発の東側になります。風向きにより汚染されることは明白です。何年か前、全国の原発が、全て運転されないこともありましたが、それでも電気はこと足りておりました。福島原発の最終処分までは、30年とも40年とも言われています。また、核のごみの処理もまだ決まっておられません。これらの現状を考えて、陳情をいたします。それともう一つ、この前、皆様方にはお配りした陳情書なんですが、端折って説明させていただきました。第1には、運転開始から40年を超える老朽原発は、部分的な部品の交換をしても、最も放射能を浴び続け金属劣化で劣化する「原子力圧力容器」が交換できず、一番の危険性をはらんでいます。第2は、川内原発の耐震強度は620ガルしかなく、熊本地震で記録した1,580ガルには遠く及びません。第3には原子力規制委員会から押しつけられている避難計画は実行性に多大な問題が残ります。第4には、運転し続ければ、処理のめどが立っていない使用済み核燃料なく燃料がふえ続けます。第5には、ロシアによるウクライナ新香で原発の施設も攻撃され、世界が震撼しています。戦争で原発攻撃が現実のものとなっています。そういった意味を含めて、陳情項目1項ですが、住民の安心、安全な暮らしが必ず守られるという確証なしには、20年延長は、認められないとの決議を求めます。陳情項目2として、政府と県に対して、霧島市議会から原発40年運転期間を守る意見書の提出を求めます。以上です。

○委員長（宮田竜二君）

ただいま陳情の説明が終わりました。これより、陳情に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（宮内 博君）

お二人お見えになっていますので、ぜひ野呂様からもお聞きしたいと思います。

○陳情者（野呂正和君）

昨年も実はこの場に参りまして、いろいろお話をさせていただきました。昨年の陳情は、議会でもいろいろ議論されていたことを、市民の方々に広報してくださいという内容でございまして、委員の皆さんは議会というところは、議決を出すところなんですという御指摘をいただきましてもうおっしゃるとおりなんですよね。そういったこともありましたし、実は、去年も県下の自治体にほぼ陳情を出してきました。居住者のいないところは私の野呂正和の名前で出しておりましたが、端的に申し上げますと、継続審査が若干残っているところがありますけれども、それ以外は、ほぼ不採択となりました。そういった経緯がありましたものですから、先ほど下野のほうから、説明したように、今回の陳情を出させていただきました。今回43自治体のうち39提出をすることができました。喜界町議会は間に合わなくて駄目だったということ。伊佐市は陳情者を予定していましたが、急に入院がありまして、準備をしとったんですが、提出ができなかったということ。それから西之表は御存じのとおり今もう基地問題で、大揺れでございまして、こういった審議が十分に時間を

確保できないだろうなという判断をしたということ、それから、薩摩川内市については設置をしている自治体でございますので、かなり違いますので、その内容を県下の皆さんの自治体の様子を見ながら、12月議会に陳情を出したい。同じく、県についても、県全体の動きを見ながら、陳情を出したいというふうに思っております。皆さん御案内と思えますけど今月の6日でしたか、県の専門委員会、塩田知事が肝入って出来た専門家の方々の集まりで、その分科会というところで、この20年延長についての議論がなされたようでございます。私は実際行くことができなくて、参加した人から話を聞いたんですが、やはりこの陳情書にもあるように、原子炉そのものが、交換できないわけですから、それがどういう状態になっているのだろうかという議論がかなり進んだみたいだと。ところが九電からはその内側と外側に塗料を塗っているんですけど、それが一部剥がれたりとかというようなことがありますて、という議論があって、率直に申し上げて、いや、塗料じゃないんだよねと。金属そのものの脆化。脆化温度がだんだん上がっていきます。私は簡単に言いますと、ポリバケツが買った時やわらかくてしなりますけども、紫外線が当たると、持ってぼろぼろっと壊れますよね。あれと同じように脆化温度が上がるということは、もう僅かな、刺激でぼろぼろっと壊れてしまう、よく鍛冶屋さんなんかたたいて、鉄を強くしますけどあのときは、二酸化炭素、炭素入れるわけですね。その入れるのと同じように、中性子が当たることによって、かたくなっていくわけですよ。だから、40年今まで動かそうとしておりましたけども、これが更に20年、岸田首相に至っては60年を超えてまた動かそうじゃないかということをおっしゃっていましたが、そういう学術的なそれから実態的な検証がまだなされておられませんし、この前の専門委員会でも、金属疲労の結果についても詳しくはまだ報告がないようでございます。だから私たちは、この金属疲労が着実に進んでいる原子炉を、そのままにして、交換できないんですけど、そのまま20年延長というのはあり得ないよねということで、県下の陳情に取り組んでいるところでございます。

○委員（宮内 博君）

岸田政権、先ほど少しおっしゃいましたけども、60年以上の運転はありうるみたいな、そういう発言をしているわけです。特に最近これまで可能な限り依存度を低減しながらという表現をしていたのを、大きく表現を変えて、最大限活用すると、こういう方針に転換している訳ですよ。ですから、今、陳情として出されている20年延長というのは、もうこれは、今のこの流れをいくと、そのまま実行されるということは間違いないだろうというふうに思うんです。それで実際に川内原発の周辺ではそれに備えたいろんな動きがあろうかと思えますけれども、それらの特徴的なものについて、御紹介を頂けないでしょうか。

○陳情者（野呂正和君）

実は県内にも脱原発、反原発を掲げるいろんな団体がございます。私も実は二つに属している形になっているんですけども、いろんな方々がそれぞれ取組をしております。この20年延長問題については、一緒に取り組みませんか、実は7月17日に連絡会を持ちまして、こういった陳情とか、あるいは、学習会とか、場合によっては集会とか、そういったのを、できる範囲で連携してやりましょうというようなことになっています。その中の一つに、薩摩川内のほうに、未来を考える会というのが実は出来ております。先一昨年12月1日には、小泉純一郎さんをお呼びして講演会をいたしました。あのホールが1,000何人入りますかね。満席になるような状況で、要するに、小泉さんは、首相のときにはいろいろ知らなかったけど、オンカロに行ったらとてもじゃないけど日本では、原発を動かしてはいけないということに目覚めて、今いろんなところで講演をなさっているんですが、そういった未来を考える会とか、それから地元では、3号機の増設問題が一時期浮上しました。今も消えているわけじゃありませんが、それに対する反対運動をやっているところがあったり、様々な形で取組がなされております。

○委員（宮内 博君）

3号機の増設計画もあるということで、敷地の整備とかそういうものが進んでいるという話もお聞きしているんですけど、もう一つはやっぱり現実に原子力発電所が攻撃の対象になりうるという

のはロシアのウクライナ侵略によって、極めて明確になったのではないかというふうに思うんですけども、調べてみると今年の3月4日の参議院の議会運営委員会の中で、日本の原発は、武力攻撃を受けるということを想定していない原発だというふうに言われている。そういう面でも、新たな現実的な危険性ということもあるのかなというふうに思いますけども、その辺どうなのでしょう。

○陳情者（野呂正和君）

今、宮内委員がおっしゃったように、日本の原発について二つ私は対策が足りないなと思っております。一つは基本的にはアメリカから輸入した原発のプラントなんですけど、アメリカは原子炉がほぼ二重になっているんですよ。ところが日本は全部一重ですね。ですからミサイルが飛んできたりとか、あるいは飛行機が落ちたりとかいったときに、壊れるリスクが非常に高いということでございます。もう一つこれも聞いた話というか、調べた話なんですけども、アメリカの原発は軍隊が警備をしております。日本はこの前のいろんなことがあったときにも、海上保安庁であったりとか、警察であったりとか、つまりこういう戦争とかそれに類するテロとか、ミサイルとか、そういったものに対応できるような状況になっておりませんので、よくジャーナリストやマスコミでも言われているように、日本は海岸、特に日本海が多いんですけども、日本海岸側にたくさんの原発があると。そういう原発が一旦狙われたらどうしようもないよねと。もちろん日本だけが、壊滅するのではなくてもう北半球が、その場合は壊滅状態になっていくということになると思いますけれども、そういう意味で非常に日本の原発は脆弱であるなというなということも感じております。

○委員（松枝正浩君）

原発を止めることでここにも書いてあるんですけども、再生可能エネルギーのことが少し触れられておられます。例えば、止まった後の再生可能エネルギーですね。活用していかなければならないと思いますけれども、具体的にどのような認識があるのか、少しそこが触れてないようですので、少しその辺のところの御説明をしていただけますでしょうか。

○陳情者（野呂正和君）

原発を取り巻く様々な課題はあります。今、松枝委員がおっしゃったように、ほかのエネルギーをどうするんだというようなことがありますけれども、この陳情は基本的に20年延長に限って、内容を書かせていただきましたので、もちろん再生可能エネルギーについても、実は、先週始良市でも、こういうヒアリングがありましていろいろ御意見をいただきました。簡単に言うとこれも非常に難しい話というか深い話ですので、なかなか私なんかでは判断ができませんけれども簡単に言うと、3.11福島原発事故が起こった後に、例えばこの40年で期限を区切りましようと言ったのは、電力会社なんですよ。それで法律をつくったということであるんですけど、それがまた、今変わろうとしている。それから再生可能エネルギーについて申し上げますと、2016年に電力の自由化が入りました。例えば県庁なんかも九電じゃないところから電力を買ったりしていますけれども、それから2020年に送配電の分離が進められました。ですけどこの二つとも非常に中途半端であると。最近是新電力の会社がどんどん潰れていっていると。私が契約したところも実は駄目でほかのところに移らざるを得なかったんですが、送配電についてもその事務所もそうですけれども、看板を変えたぐらいで、中身は株式をどう持ち合うかという意味で、分離は会社としてやっているんですけども、欧米のように、簡潔に、送配電の分離が進んでおりません。そのことが今松枝委員がおっしゃったように、再生可能エネルギーの壁になっているというか障壁になっているわけですよ。送配電がもっと自由化されれば、いろんな参入の仕方がありますし、私の知り合いも何年前ですけど事故が起こった後に、人吉に大きなメガじゃありませんけど、ソーラーをつけようと思って九電に行ったら、送電量が2億幾らって、これ年間だったと思いますけど、そういうのを言われて、もう諦めたということをおっしゃっていました。一方で、みやま市というのが福岡にありますけれども、そこに限らず鹿児島で言うと肝付町はどこまで進んでいるか調べておりませんが、再生可能エネルギー、特に太陽光パネルを利用して、自分たちのまちで発電をして、余ったお金っていう言い方は悪いですけど、例えば市民がここは10万人ぐらいおいでですが、九電から買うと九電に電気料を払

うけれども例えばウラン代になったり、原油代になったりして、言わば日本の国から出ていくわけですね。だからそのみやま市の取組というのは、それをなるべく少なくしましょう。ソーラーをつくってそのソーラーの電気を買ってもらって、国富というか市富というか、市の財産を外に出さないようにして、自分たちのところで回していきましょう。そのお金で、子供たちの見守りだったりお年寄りの面倒見たり健康講座やったりいろんな自主事業をやっているわけですよ。沖縄でもちょっと中身が違いますけども、あそこは山が北部しかありませんので、南のほうはもう家がいっぱいあります。新電力がそれぞれの家の上にソーラーを設置させてくださいと。そして、設置してもらったところは電気料を若干安くします。そして15年たったら無償で払下げというか、やるんですよ。だから、設置した人はお金を出さないで、やがて自分の発電ができると。そういった、イノベーションがどんどんどんどん進むことはしているんですが、さっき言ったように3.11事故ではそういった機運が高まったけど買取りが安くなったり、いろんなことでこの再生可能エネルギーの推進が進められてない、ヨーロッパもっと進んでいるのですが、そういう意味で足りないのので、できましたらそういった意味の声も議会として上げていただければ、非常に有意義かなと思っているところですよ。ちょっと的を射ないかもしれませんが以上です。

○副委員長（今吉直樹君）

世界的な日本の状況をもしおわかりであれば教えてほしいんですけど、日本の川内原発のような、原子力の設備は世界的に見て、事例があるのかとか、どのような進み具合なのか。その辺がわかれば教えていただきたいと。

○陳情者（野呂正和君）

ちょっと質問しちゃいけないかもしれませんが川内原発の、どういったことでしたっけ。

○副委員長（今吉直樹君）

今川内原発が40年になろうとしていて、世界ではそのような原発があるのか。日本が一番進んでいるのか。その原発の使用を推進しているのか。その辺りのお話をお願いします。

○陳情者（野呂正和君）

アメリカは、40年を超えて動いているのがあると思います。数はちょっと忘れちゃったけど。日本は今、4基が40年を超えて原子力規制委員会から認可がおりております。出したところが全部認可されています。40年という法律が出来たときに細野豪志、当時の民主党の大臣は、まれにしか20年にはしないんですよ、厳しい検査をして、点検をして、申請してそして認可するんですよと言っておりましたけれども、現実にはしたところは全部認められているということです。川内原発についても去年の10月からでしたか。1号機そして今年になって2号機の特別点検というのを、九電がやって、それを原子力規制委員会が横から見ているわけですね。それをまとめて、来年の7月以前に、申請を1号機、再来年の11月以前に2号機の申請をしないと、20年延長は成り立たないわけです。川内原発の特殊性とか、ちょっと私は存じ上げない、知らないんですけど、先ほど言ったように、アメリカは二重だけど、川内原発は一重だよねというぐらいしか知りません、世界に比べて原発だとか、悪い原発だとか、ということは何となくわかってませんが、ただ一つ、日本の原発は沸騰水型と加圧水型というのがございまして福島は沸騰水だったんですね。加圧水型は、世間では、より安心だなということが言われておりますけれども、安全だなということが言われておりますけれども、一方で事故を起こしたときに沸騰水の状況と全然違ふと。苛酷事事故が起こりやすいということも一方で指摘されていますので、川内原発は加圧水型ですから、そういう意味では、事故が起これば大変危険だなというふうに思います。ちょっとお答えの中心部分と外れたかもしれませんが、以上です。

○副委員長（今吉直樹君）

日本が原子力の技術を台湾に売ろうとして、実際台湾が工事をストップしていらっしゃるっていうのは、聞いたんですけど、アメリカは、むしろ推進しているという形という認識を得たんですけど、核の使用済み燃料の廃棄場所としては、六ヶ所村と東海村と、二箇所だと思っておりますけど、今

後その場所の容量、キャパというのは、どのような見込みが立っているのかその辺りをお願いします。

○陳情者（野呂正和君）

川内原発は3.11以後全国で初めて、最初の再稼働をいたしました。そのときに県議会で特別委員会を持っておりまして、そこで私なんかも傍聴に行ったんですけど、そのときに、九電のあれはヤマモトさんと言いましたかね。副社長が来て、委員の方々の質問に対して答えておりましたこう答えておりました。質問はこういうことです。始良カルデラがありますけれども、これが2万8,000年前に巨大爆発したわけですね。始良カルデラが、マグマがだんだんだんだん貯まっていよいよ危なくなつたなということに意識したときに、実際の巨大爆発と、川内原発にある、使用済核燃料、それから原子炉の中にある核燃料をキャスクというのに進めて運び出すのは、どっちが早いんですかと。つまり、巨大爆発に間に合わなければもう、駄目になるわけですから、実は私なんかも九電と話をそういったことを、本社でもしましたし鹿児島でもしました。答えられないんですよ。研究会でもそうでした。ただおっしゃったのは、そういった事態があったときには先ほど言ったキャスクという、ステンレスでつくった大きなものに詰め込んで冷やしながらか、六ヶ所村に持っていくんだとおっしゃっていましたが、あれから何年ですか。この前、第26回目の六ヶ所村の各施設の処理が延長になったと。つまり、ガラスを固化体して、地中に埋めましょうという、そのガラスを固化体するところが目詰まりをしてどうしようもないと。今の日本のテクノロジーは解決できない状況です。つまり、持っていけないわけですよ。で、今どうなっているかと言ったら、ほかの原発もそうですけれども、それぞれの原発のプールの中で冷やして、保管をしています。これも、川内原発もあと10年以内にいっぱいになります。で、今川内原発の周辺は大規模工事をやっています、一つはおっしゃったように3号機の敷地になるんじゃないかということと、もう一つはあそこの中を通過している県道を移動して、九電がこうやって、私はそこに乾式貯蔵、これもキャスクみたいなものに入れて、空冷で冷やす方式ですけど、これをやるんじゃないかと。つまり持っていきようがないわけですから、そういったことをしないと、この20年延長したところで10年間しか動かせないということになるはずですから、そういったことも一方で考えているんじゃないかなと。その敷地を得るために、県道をこっちのほうに移して、それを県に移管して、今あるところは、敷地内に取り込んで、敷地をつくっていくということかなと考えております。

○委員（仮屋国治君）

陳情項目の一つ目ですけども、住民の安心安全な暮らしが必ず守られるという確証なしに、20年運転延長が認められないとの決議を求めますということでもありますけれども、災害というのは想定外におけることがありますので必ずという言葉いかがかなと、ちょっと先おきますけれど、確証があれば、原発も稼働してもいいよというお考えをお持ちなのか、その確証というのはどの程度の範囲までを思っただけなのか、ちょっとお聞かせいただけますか。

○陳情者（野呂正和君）

チェルノブイリが起こったときに、これは政府だったかよく覚えていませんが、日本の原発はソ連製でないから大丈夫なんだということがございましたよね。それから地震本部が津波が12m超えてくるよということを出したにもかかわらず、「来ない」といって当然の社長たちはそれをほっぽってしまった。実際は来て、事故が起こったわけでございます。つまり、どこまでが安全とか、ここから先は危険だとか、これはもう原発に限っては、全く言えない。例えば、始良カルデラの話をしましたけれども、宇宙から何か石が飛んでくる可能性もあるわけですよ。だから、非常に厳しい、必ず守られるという確証ということはありませんが、そういう意味ではないですよ、実際。だけど、原発というのは人間が造ったわけですから、その範囲内で安全な原発をとすることは、場合によってはできる可能性がある。例えば、福島第1原発の事故のときに、あと、防潮堤を一、二m上げておけば、あれは防げたかもしれないわけですね。例えばそういうこと。だからこの20年延長は、原子炉がずっと劣化しているわけですから、劣化の状況、それからミサイルが飛んできたり、いろん

なことがあるかもしれない外的ショックに対して、原子炉が脆くなっていると壊れるわけですから、それを防ぐための様々な人間ができる対策が守られる安全の確証というところかなというところだと思います。それが私たちから見て、まだ足りないと思います。

○委員（宮内 博君）

事故から11年にも入っているわけですけど、福島第1原発が立地している双葉町、それから大熊町ですね。やっと大熊町が今年の6月、双葉町が今年の8月、帰還困難区域の一部が解除されたということが報じられているわけですけど、この間福島県民22万人少なくなっているわけですよ。同時にその、今でも陳情書の中にはあるように、3万人を超える避難者がいらっしやると。ですから、原発の災害っていうのは、ほかの災害と比較することができないほど苛酷な、災害なんだと。その苛酷な災害を起こしうる原発が40年過ぎても、運転を続けようとしているというところの危機感ですよ。この陳情書を出しているもともと何としても、ここで、立ち止まって、本当にこれでいいのかっていうことを考えてもらいたいという、そういう陳情書だというふうに思うんですけど、技術的な問題とかそういうのは専門家でないかわかりませんが、11年前に想定もできなかったような災害を生んで、そしてそこに人が住めないという状況が今でも続いていると。こういう災害を繰り返してはならないという、そこが原点だろうというふうに思うんですよ。そのところをちょっと再度、確認しておきたいと思いますけど。

○陳情者（野呂正和君）

宮内委員がおっしゃったように正にそのことですよね。広島、長崎に原爆が落とされて、その被害は今でも続いておりますし、ある意味では、核被害と一緒にかもしれませんが、私今、ベトナムの枯れ葉剤のことで、勉強をさせてもらっていますけど、今でもどんどん奇形児が生まれているわけですよ。つまり、遺伝子に影響しているから、薬で治すとか、避難して治るとか、子供たちの甲状腺がんもあるとかないとかいろいろ言っていますけれども、そういったことがずっと続いてしまうという意味では、一時的な、あるいは何年かして水害があつて、それを立て直したり、堤防を造ったりとか、そういうことだけでは解決できない、非常に長い年限にわたる被災、被害、健康被害、そういったことが起こっておりますので、そういう意味では宮内委員がおっしゃったようにもう比べ物にならんと。だから陳情書にも書きましたように、必ず守られる確証と、そこをずっと追求していくしかない。私たちは早く原発をなくして、再生可能エネルギー、これもいろんなイノベーションが先ほど言ったように、いろんなことが小さな団体であったり市町村でありますけども既に始まっておりますが、国のバックアップが欧米と比べると非常に足りないんですよ。だからそのイノベーションに対する支援を、原発に掛ける、あるいは事故が起こったとき処理費用に掛けるぐらい、我々の電気料からその補償もどんどん使っているわけですから。それからデブリのこととか。我々の電気料から、引かれているんですよ。国の税金だけじゃ足りませんから。そういう意味では私たちも無関係じゃないし、二度とこういったことがあっちゃいけないという意味でございますので、宮内委員がおっしゃったようなことを基本に今、皆さんに correspond させていただいているところで

○委員長（宮田竜二君）

ほか、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

はい、ないようですので、以上で陳情に対する質疑を終わります。陳情者の方は、ありがとうございました。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時34分」

「再開 午前10時36分」

○委員長（宮田竜二君）

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。陳情第4号、川内原発の20年延長運転期間に関する陳情書について、本市の状況を把握するため、執行部の説明を求めます。

○総務部長（橋口洋平君）

陳情第4号「川内原発の20年延長運転期間に関する陳情書」に関連した本市の防災対策につきまして、本市は、国が定めた原子力災害対策重点区域外であることから、独自に防災対策を進めているところです。詳細につきましては、危機管理監が御説明申し上げます。

○危機管理監（平田雄嗣君）

川内原子力発電所に関する本市の防災対策について、御説明します。資料をご覧ください。まず、原子力災害対策指針で定められている原子力災害対策重点区域ですが、予防的防護措置を準備する区域（PAZ）は、放射線被ばくによる確定的影響を回避するため、緊急時活動レベル（EAL）に応じて、即時避難を実施する等、放射性物質の放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域であり、原子力発電所を中心として概ね半径5kmとされています。薩摩川内市内の4地区がこの範囲に含まれます。緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）は、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、緊急時活動レベル（EAL）及び運用上の介入レベル（OIL）に基づき、緊急時防護措置を準備する区域であり、原子力発電所を中心として概ね半径5～30kmの範囲とされています。薩摩川内市、いちき串木野市、阿久根市、鹿児島市、出水市、日置市、姶良市、さつま町、長島町の7市2町がこの範囲に含まれます。なお、本市は、川内原子力発電所から約40km離れており、これらの区域外となっています。次に、本市が該当するUPZ外の防護措置ですが、参考資料に掲載しているように、プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域（PPA）は、国の原子力災害対策指針では設定されませんでした。国では、原子力災害対策を考える上で、いろいろな対策が講じられても、なお予期されない事態によって格納容器等の大規模な損壊に至る可能性を意図的に仮定して、緊急時のあり方をあらかじめ定めておく必要があるとし、施設の状況や放射物質の放出状況を踏まえ、専門的知見を有する原子力規制委員会が、UPZ外における屋内退避の実施を判断することになっています。本市の防災対策ですが、本市は、原子力災害対策重点区域外であることから、重大な事故が起こった際は、まず、県からの情報収集に努め、県や関係市町からの要請により、UPZ区域内の薩摩川内市、出水市及びさつま町からの避難者を受け入れ、必要な支援を行います。また、原子力規制委員会が屋内退避の実施を判断し、県を通じて屋内退避の指示があった場合には、防災行政無線、きりしま防災行政ナビ、本市ホームページ、FMきりしまなどにより市民に対し「屋内退避」を含め必要な情報を伝達することとしています。このための事前の対策としましては、避難者を受け入れるために必要な避難所を確保し、県が実施する避難訓練に参加するとともに、県からの指示を市民に確実に伝達することができるよう、情報伝達手段の多重化に取り組んでいるところです。以上で、川内原子力発電所に係る本市の防災対策についての説明を終わります。

○委員長（宮田竜二君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（仮屋国治君）

プルーム通過時の被曝というのを、もう少しわかりやすく教えていただけますか。

○危機管理監（平田雄嗣君）

緊急時において、プルーム通過時の防護措置が必要な範囲や実施すべきタイミングを、正確に予測することはできず、また、プルームの到達を観測してから、安定ヨウ素剤の服用を指示しても、十分な効果が得られないおそれがあることから、効果的に実施可能な防護措置であるとは言えません。プルームが比較的短時間で通過することや、プルームによる住民の無用な汚染を防止する観点も考慮すると、プルーム通過時の防護措置としては、内部被曝と外部被曝、両方回避でき、かつ、容易に実施できる屋内退避が最も実効的であると考えられています。ただし、緊急時モニタリングにより、霧島市の地域内で、高い放射線が計測された場合、一時移転等の対応が必要となる場合も、ゼロではないため、必要な情報を収集してまいります。

○委員（仮屋国治君）

頭が悪いもので、プルームがわからないんですよ、放射能のことかな。

○安心安全課主幹兼防災グループ長（有村 浩君）

プルームとは放射性物質が付着したであろう、いわゆる塵、ごみです。普上の空気の中の塵に放射性物質が付着して、いわゆる放射性物質というものではないですけども、リスクがある空気中の漂うごみになります。

○委員（宮内 博君）

緊急時の防護措置を準備する区域、30 k m圏内に霧島市が入っていないと。50 k mぐらい離れているということですけど、今おっしゃったプルーム、桜島で言えば、灰だろうというふうに思うんですけど、それは、30 k mの線引きがあればそこから先には飛ばないという保証はないわけですよ。それで私ども、過去に、総務委員会で、飯舘村に調査に行ったことがあるんですけど、あそこは大体、福島第1原発の現地から50 k m離れているところなんです。それで、平成29年に居住制限区域が解除されたんですけど、それまでは、住むこともできなかったという、そういう地域に指定をされていたわけです。ですから、国が定めている一定の線引きが行政側としては基準になると、これはやむを得ないということなのかなというふうに思いますが、風向きによって放射線物質が降下をするエリアっていうのは、30 k mを超えて、かなり遠いところまでですね、飛散をするというのは福島第1原発事故の一つの教訓でもあるというふうに思うんですけど。ですから、そういう地域に霧島市はあるということ念頭に置いて、独自の計画っていうのは、なかなか国が線引きしていますから、それを超えてっていうのは、現実的にはなかなか難しいのかなというふうには思いますけれど、避難した人たちを受け入れる側に霧島市はなっているということですけど、飯舘村もそうだったんですよ。受け入れているところに放射性物質が降下して、そして汚染されるということで、次のところに逃げなきゃいけなかったというようなことだったわけです。ですから、そういうこともやっぱり考えた上で、住民の安心安全を可能な限り担保するというのは行政側の大きな役割だろうというふうに思いますので、その辺を、どのように議論をしているのかなということについてお聞かせいただければ。

○安心安全課主幹兼防災グループ長（有村 浩君）

今委員がおっしゃいましたように30 k m圏外であれば、確実に安全かというのはもちろん、それは、過去の事例にもありますように、安全は担保できるものではございません。ただ、過去の事例というのは、ちょうど雨と雪も重なって、気候条件が重なって30 k mを超えてという例もございます。で、今、霧島市といたしましては30 k m圏外でございますので、まず、プルームの通過が30 k mを超えて予想されるという場合は、知見を持ちました原子力規制委員会のほうから判断をいただきまして、国県の支持を基に、屋内の退避を呼びかけることとしております。先ほどの話ともちょっと重複いたしますが、プルームについて一番有効な市民を守る手段としましては、やはり、屋内退避です。内部被曝、吸い込むことによる被曝、外部被曝、外にある放射性物質から受ける被曝、両方から身を守るので一番安価で、正確にできるものが屋内退避というふうに言われています。ですので、もし霧島市のほうに30 k mを超えてプルームが通過するということが予想されたら速やかに屋内避難を呼びかけるというような体制で、霧島市は計画いたしております。

○委員（前島広紀君）

今のお話の中では、プルームが通過した場合は、屋内に閉じこもったほうが良いということをおっしゃったと思うんですけども、私思うのはそこから逃げたほうが良いんじゃないかなと思うんですけども、避難したほうが。部屋の中には入ってこないわけですかね。

○安心安全課主幹兼防災グループ長（有村 浩君）

一般的にはプルームというものは、一過性のもの。風のって過ぎ去るものっていうふうに言われています。ですので、原子力規制委員会のほうで、屋内避難をするべきだという指示があった場合は、そちらを呼びかけます。ただし、今、委員がおっしゃいましたように、長期化した場合とか、

そういった場合は原子力規制委員会の指示をもちまして、一時移転の呼びかけも、行うように計画しています。一時移転を行う場合は、ヨウ素剤等の配布も国のほうから受けて、身を守る形をとって屋内避難から一時移転というような流れを計画しております。

○委員（前島広紀君）

今の話の中では原子力規制委員会がそれを判断するというように聞こえたわけなんですけれども、この原子力規制委員会というのは事故が起きたとき、どこに設置をされるんですか。

○安心安全課主幹兼防災グループ長（有村 浩君）

原子力規制委員会も国の常設の機関でございますので、その都度、開設し設置するものではないです。ですからその状況に応じて、規制委員会のほうで判断するということです。

○委員（宮内 博君）

先ほどブルームというのは、一次通過をするということでありましたけれど、それは正確なんですかね。例えば飯舘村でありますけれど、あそこもいわゆる、核のごみが通過したところなんだそうですけれども、あそこは通過ではなくて、降り注いだんですよ。それで私どもが行ったときには、大規模な除染が宅地を中心にして、重機を総動員して行われていたわけです。ですから、通過するというだけでなくてそこに降り注ぐというほうが正確なのではないかなというふうに思うんですけど、そこはどうですか。

○安心安全課主幹兼防災グループ長（有村 浩君）

確かに飯舘村の事例は、聞き及んでおります。その場合はちょうど雨雪が、ブルームを包み込んでしまって、そのまま、当該村に降り注いだというようなふうに聞いております。ですから、確実に霧島市にも、そういうブルームが、落ちてこないということはもちろん、言えないものでございます。ただ、一般的には風のとって浮遊している塵ですので、そのまま過ぎ去ってしまうことが基本的にほとんどだと。もしそこで霧島市に降り注ぐような状態になりましたら先ほど言いました、一時移転ですね。そういったところを実行していくことになると思います。

○副委員長（今吉直樹君）

ちょっと切り口が違うんですけど霧島市役所において、平和行政を担当する部署はどちらになるでしょうか。

○総務部長（橋口洋平君）

平和行政は、総務課でございます。

○副委員長（今吉直樹君）

霧島市は、平和首長会議に加盟していると思うんですけど、こちらの出席等は現在どのような状況でしょうか。

○総務部長（橋口洋平君）

ちょっとはっきりしたことは、あれなんですけれども、多分出席はしていないと思います。加盟をしておりますけれども出席していないと思います。

○副委員長（今吉直樹君）

出席していない理由っていうのは、そのスケジュール的な、わからないというお話ですか。

○総務部長（橋口洋平君）

おっしゃるとおりスケジュール的なものだと思います。

○委員（松枝正浩君）

口述書3ページ、危機管理監が説明されたところでもありますけれども、中段のところに、避難者を受け入れるために必要な避難場を確保するというふうなところで、お話があったんですけども、これを少し、詳しく御説明を。特定の場所が定められているのか、どのような状況であるのかというところをお示しいただけますでしょうか。

○危機管理監（平田雄嗣君）

避難所でありますけれども、県の施設、あるいは市の避難場等を活用するということで現在、県

と市の施設を合わせまして、161か所を計画しているところでございます。

○委員長（宮田竜二君）

ほかありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで陳情第4号に対する質疑を終わります。しばらく休憩します。

「休憩 午前10時53分」

「再開 午前10時54分」

議案第61号 霧島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

○委員長（宮田竜二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第61号、霧島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について審査します。執行部の説明を求めます。

○総務部長（橋口洋平君）

議案第61号、霧島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、御説明いたします。議案書は1ページから4ページ、新旧対照表も1ページから5ページをご覧ください。議案第61号、霧島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、令和3年8月の人事院勧告時に、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出がなされたことを受け、人事院規則19-0（職員の育児休業等）の一部を改正する人事院規則が公布され、令和4年10月1日から施行されることを踏まえ、本条例の所要の改正をしようとするものであります。詳細につきましては、引き続き、総務課長がご説明申し上げますので、よろしく御審査いただきますようお願い申し上げます。

○総務部参事兼総務課長（永山正一郎君）

議案第61号、霧島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について御説明いたします。議案書は1ページから4ページ、新旧対照表は1ページから5ページを御覧ください。また、配布している資料（A3横 1枚）も一緒にご覧ください。昨年8月10日に人事院が行った「国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出」の中で国家公務員に係る「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」が明らかにされています。これを受けまして、地方公務員は、国家公務員の措置との均衡を踏まえることが求められていることから、本市においても、非常勤職員の取得要件緩和等について、令和4年10月1日から適用するために条例を改正しようとするものです。今回の改正内容につきましては、1点目が育児休業の取得回数制限の緩和等、2点目が非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和、取得の柔軟化等となっています。具体的には、資料をご覧ください。「霧島市職員の育児休業等に関する条例」の第1条は、「地方公務員の育児休業等に関する法律」の規定等に基づいており、当該法律の改正に伴い、子どもが3歳（非常勤職員については原則1歳）になるまでに、原則1回としていた育児休業の取得回数を2回に増やし、加えて、男性職員が子どもの出生後8週間以内に、1回取得できる育児休業制度も拡充し2回まで取得可能となります。次に、第2条第3号ア（ア）において、非常勤職員の育児休業の取得要件は、これまで、育児休業を取得しようとする非常勤職員の任期が「子が1歳6か月に達する日まで」ある場合に取得可能とされていましたが、今回の改正で、子の出生後8週間以内に育児休業を取得する場合については、「子の出生から起算して8週間と6月を経過する日まで」ある場合に緩和しようとするものです。また、第2条第3号イ、第2条の3第3号及び第2条の4において、非常勤職員の育児休業の取得は、子が1歳以降の一定の場合に取得できる育児休業について、夫婦交替での取得や、特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とするよう改めています。以上で説明を終わります。よろしく御審査いただきますようお願いいたします。

○委員長（宮田竜二君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（松下太葵君）

この育児休業は男性の方がとることは義務ではないんですか。

○総務部参事兼総務課長（永山正一郎君）

義務ではございません。

○委員（松下太葵君）

どれぐらいの割合でとりますか。

○総務部参事兼総務課長（永山正一郎君）

令和3年度で言いますと、10.3%の方が取得されております[訂正発言あり]。

○委員（松下太葵君）

とる人と、とらない人がいるのはなぜだと思います。

○総務部参事兼総務課長（永山正一郎君）

先ほど10.3と申しますか10.5の誤りでした。失礼いたしました。それぞれ家庭の事情等によって違うのかなど。それからとりやすい職場環境の整備には努めているところで、これまで、少しずつですけれども、取得率は上昇しています。

○委員（松下太葵君）

この10.5%というのは僕かなり少ないと思っているんですよ。環境っていうかそのやはり休めない雰囲気なのか、やはり給料が減るんですよ。半分ぐらい。だから、お金の関係で休めないのか、どっちなのかなと思って。

○総務部参事兼総務課長（永山正一郎君）

育児休業の場合は無給になります。ただその場合は、共済組合のほうから、給料の3分の2はそがが必要な期間は出るということです。

○委員（松枝正浩君）

今、説明をいただいたところなんですけれども、確かに課長の公述にありましたように、非常に柔軟な措置が講じられるというふうになまず感じたところであります。そこで少し理解しがたいというか、わかりにくいところがあったんですけど、非常勤についてということで御説明があったところであるんですけれども、人事院のホームページを見てみますと、常勤と非常勤ということで令和4年10月1日からのものが、説明が細かにされているところでありますけれども、この辺が、常勤と非常勤のところも含めて少し説明をしていただいてもよろしいでしょうか。

○総務課主幹兼人事研修グループ長（安樂尚子君）

令和4年10月施行の分について御説明いたします。先ほど口述のほうで課長のほうからありましたけれども、地方公務員の育児休業等に関する法律の第2条第1項の改正による効果で、本市の霧島市職員の育児休業等に関する条例第1条で、このA3の資料の1番になりますけれども、育児休業を、今までは、原則1回取得可能だったものが、原則2回取得可能になります。加えて、②で説明しておりますけれども、①の原則2回までの育児休業に加えて、子の出生後8週間以内に育児休業を2回、現行1回ですけれども、取得可能となるものです。こちらのほうは、正規職員及び会計年度任用職員、いずれの場合もこちらのほうに該当することになります。2番のほうが非常勤職員、こちら、本市で言いますと、会計年度任用職員に当たるんですけれども、非常勤職員の育児休業の取得要件緩和、取得の柔軟化が今回の条例改正の部分になります。

○委員（松枝正浩君）

それでは新旧対象表の5ページ、育児休業等の計画書というのが現行でありまして、そしてまた、今回の条例改正におきましては、育児短時間勤務計画書と名称の変更がなされるわけでありましてけれども、これは単なる名称の変更だけであるのか、その中身については少し記載の内容が変わって

いるのか、また、職員が恐らく提出すると思うんですけれども、するための負担というのが、どのようになっているのか、少し御説明していただけますでしょうか。

○総務課主幹兼人事研修グループ長（安樂尚子君）

新旧対照表の5ページになりますが、今回、育児短時間勤務計画書に名称がありますが、内容等には変わりがないです。名称のほうが変更になっています。

○総務課人事研修グループ主任主事（山下祐樹君）

今、松枝議員から御質問のあった育児休業計画書のほうなんですけれども、こちらのほう、育児休業を取得していた職員が再度取得をする際に提出をいただいていたものです。今回原則1回というところが、2回に増えましたので、再度とるときに、育児休業計画書というものが必要にならなくなりました。それで、育児短時間勤務計画書のほうは、今まででもございまして、今後はそちらのほうが使われるということで、育児休業等計画書ではなく、育児短時間勤務計画するというので、変更をしておるものです。

○委員（松枝正浩君）

今回この育児短時間勤務計画書を出していただくということであるんですけれども、もともとのこの育児休業等の計画書というのはなくなったわけではないという認識でよろしいのでしょうか。そのように聞こえたんですけれども、そこをちょっと教えてください。

○総務課人事研修グループ主任主事（山下祐樹君）

育児休業等計画書のほうは、霧島市育児休業等の規則のほうで示されていまして、そちらの規則のほうを改正し、削除する予定になっております。

○委員（宮内 博君）

今回、制度が拡充をされるということですが、先ほどの答弁の中で、無給だけれども、共済組合のほうで3分の2は補填をするという、仕組みになっているってことですが、この拡充によって、共済組合のほうの対応も拡充するというふうな理解でよろしいんですか。

○総務課主幹兼人事研修グループ長（安樂尚子君）

育児休業期間中は、給料、諸手当は支給されません。先ほど課長のほうから説明がありましたように、鹿児島県の市町村教職員共済組合のほうから、育児休業手当金という形で、正規職員の場合は、育児休業開始日から180日に達する期間までが、給付率67%、約3分の2になりますけれども給付されて、それ以降の181日以降の期間は給付率50%で支給されます。非常勤職員、会計年度任用職員につきましては、雇用保険のほうから、こちらは育児休業給付金という形で、給付される場合があってそれに該当しない方は、10月以降、市町村共済組合のほうから、育児休業手当金が支給されます。

○副委員長（今吉直樹君）

先ほど、松下議員の質問と少し関連するんですけれど、現在行っている育児休業をとりやすい環境づくりの具体的な取組を御紹介ください。

○総務課主幹兼人事研修グループ長（安樂尚子君）

育児休業を取得しやすくするために、こちらのほうでは子育て応援ハンドブックというものを作成しております。職場での配慮をその中に書いておまして、利用できる制度について、男性、女性、それぞれについてどのような制度が使えるかということを作成しております。子育て応援ハンドブックを利用して、所属長のほうが、まず女性の場合は妊娠をした、それから配偶者が妊娠したといった該当の職員に、制度について利用を促進する形をとっております。また、その応援ハンドブックの中には、子育てをした先輩職員、子育てアドバイザーを5人専任しておまして、その方に相談できる体制をとっております。なので先輩等の意見を参考にしながら、どういう時点で、配偶者又は本人がどのような育児をしていけばいいかっていうものをまとめたものを作成しております。そういったこととともに、管理者へは、令和3年度は研修において、この子育て応援ハンドブックを再度紹介して、制度の周知を進めるよう、研修等の中でも、お知らせして研修に利用したと

ころです。

○副委員長（今吉直樹君）

子育てアドバイザーの5名は、全庁で5名ですか。それとも部で5名とか、5名の配置の仕組みを教えてください。

○総務課主幹兼人事研修グループ長（安樂尚子君）

男性、女性それぞれおまして、女性を2名、男性を3名選任しております。消防局や教育部、税務課、市民活動推進課、情報政策課など、身近な、子育てを最近したといえますか、余り古い話ではなくて、ちょっとした先輩の方を選任して、気軽に相談できる先輩として選任しております。全体で5人です。

○副委員長（今吉直樹君）

もう一つ別件で、子育てのために、出生率を上げるために、例えば男性が育児休業をとったときに、職場における人員配置、不在の部分の対応というのはどのようになっていくのでしょうか。

○総務部参事兼総務課長（永山正一郎君）

現在、男性の女性を問わず、基本的には、いつどの時点で育児休をとられるとか、わからない状態ですので、今、職場で、その部署にいる職員でカバーできない場合は、基本的には、会計年度任用職員等で対応しているところです。また、どうしてもっていう場合は、人事異動する場合も稀にありますけれども、限られた職員数で行政を行っているのではなかなかそこは厳しいところです。

○委員長（宮田竜二君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第61号に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時13分」

「再開 午前11時16分」

△ 自由討議、議案処理

○委員長（宮田竜二君）

それでは休憩前に引き続き、議会、会議を開きます。次に、議案第61号、霧島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、自由討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。議案第61号、霧島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第61号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第61号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、陳情第4号、川内原発の20年延長運転期間に関する陳情書について、自由討議に入ります。御意見はありませんか。

○委員（仮屋国治君）

国県の動向も見極めながら、立地自治体を差し置いて軽系に判断するものもいかなものかと思えますので、継続審査にして、しばらく各自調査研究に努めてはいかがでしょうか。

○委員（有村隆志君）

今回の、陳情者のお話をお伺いして心配をされているところはお聞きしました。その中で、ただ、今回おっしゃっていた、原発の構造上の情報とか、そういうものを我々が持っていませんので、そ

の事よしあしを判断する材料がまずないということと、また、これについては、県国が、そういった資料をお持ちなので、それによって判断をするということが正しいのかなというふうに思います。2番目には、今、大きな流れからいきますと、世界的な温暖化が進む中で、CO₂をなくすということがあります。そういうことも含めると、今のところ、そういう意味では、原子力による発電もこれに該当するのではないのかなあという気がします。それから、今回、ウクライナ侵攻によりまして、世界的な燃料不足が起こり、いろいろこの冬が、心配をされているわけですが、原油価格の高騰など、現在、ドイツはロシアから、天然ガスをすごく買っておりますけど、日本はサハリンLNGを日本消費量の約9%を引いているわけですが、今年の冬の電力不足が、そういうことから心配されているところですが、そしてまた、ドイツにおかれましては、今までと使わないと言っていた原発、まだ残っていたものを動かさざるを得ないという状況があるようでございます。今回のことは、国家的な判断も求められているところでもあり、今回の陳情は当然、指摘されたところもございました。しかし、我々がそれを答えが出せない中で判断し、よしあしが出せるのかなという気がします。また、今後継続にしたとしても、そこらの意見もどうなのかなと、今出せるのかなという気がします。そういうところからいたしまして、今後、国の規制委員会の判断、また国の判断、また地域、国県で判断をされますのでそこを見守っていきたいということから、陳情が悪いとかいうことではなく、その前の部分でこれは不採択とすべきではないかと考えます。

○委員（松枝正浩君）

今、陳情者も来られて説明を聞いたところでもありますけれども、この内容については、理解できる場所でもあります。しかしながら、審査の中で、再生可能エネルギーについても推進していくべきだということのお話もありました。単にこの陳情の趣旨だけというものではなくて、やはり、再生可能エネルギーの部分についても、一体として考えていかなければならないというふうに思っておりますので、今回の陳情については、私自身は、不採択という判断をしたいと思えます。ただ、不採択ということではありますけれども、先ほども、委員のほうからもあったんですけども、この案件については、総務環境常任委員会の中で、所管事務調査なり、そういったものでも、また調査研究を前向きにしていくというのも一つの立場ではないかと思えますので、私はそのように考えたところでもあります。

○委員（藤田直仁君）

今回の説明、陳情の中身と、それから趣旨のところはいま一つぴんと来なかったんですよ。仮屋委員が質問したときに、住民の安心安全な暮らしを守る確証があれば反対をしないんですかという答えにはきっちりした、返事はもらえなかったと。で、陳情は20年の運転延長は認められない。40年の運転期間を守る意見書の提出を求めるといふようなことなんですけれども、今言ったように、はっきり否定はしないんですよ。逆に、そもそもがこの原発を稼働することに反対するって言うんだったら分かるんですけど、要するに代替エネルギーを別に推進して、原発をやめるって言うんだったら分かるんですけど、どうもこの趣旨と、陳情内容がはっきりしてないというのが1点。それと、ここの文章は、もう1年以内に原子力規制委員会へ申請は確実にと書いてあるだけで、実際はまだ申請が出されてないわけですよ。申請が出されてない前にする、しないの判断を炯々にするもんじゃないかなということ、今回に関しては、不採択でいいんじゃないかなと。ただ、さっき松枝委員が言われましたように、まずは、自分たちが川内原発に行き行って勉強するとか、云々っていうのもやっぱり必要ではないかなと思うんで、この陳情自体は不採択で、勉強は継続してやっていくべきであろうというふうに考えます。

○委員（宮内 博君）

今回、陳情書が出されたのは、当初、原発は40年間の運転ということを決めていたものを、20年間更に延長する。また場合によってはそれ以上の延長もありうるような動きがある中で、提出をされているわけですよ。ですから原発の内部はどういうふうになっているかっていうのは、安易に手をつけて検査をすることもできない今でも福島第1原発事故の現場には、中には入れない、そう

いう事実があるわけです。がゆえに、どういう危険性をはらんでいるかっていうのは、今の技術上はなかなか、どこまでそれが耐えうるかというのを、見てとることは、困難な状況になっているわけです。そういう中で、私たちも11年前に、福島第1原子力発電所のほう、苛酷な事故、事故を経験いたしました。議論の中でも、若干申し上げたように今でも3万人を超える福島県民が避難生活を余儀なくされている。原発が立地している双葉町であるとか、大熊町。やっと今年になってから人が住めるようなところを一部認めると、こんな状況ですよ。ですから、いかにその原発の事故ってというのは苛酷なものなのかということ踏まえて出されたのがこの陳情書だというふうに理解をします。がゆえに、確かに、エネルギーの問題等、どうするかっていうこともあるんですけども、それだけ危険なものを抱えて、そして老朽化がどれをするほど進んでいるかということも未知数な中で、認めていいのかということだろうと思います。ですから、当然、市民の安心、安全を守るために、議会としてどういう意思表示をするのかということ、霧島市議会が問われているわけですので、しっかり、この陳情書を受け止めて、採択をすべきだというふうに申し上げたいと思います。

○副委員長（今吉直樹君）

まず、非常に生活を脅かす原子力の事故ってというのは、絶対避けなければならないと思います。陳情書にも書かれていますけれど、1から5の理由を掲げて、非常に納得できるというか理解できる理由が書かれています。人間の想定内で放射能が届く距離、届かない距離とか、あと、耐震性、また老朽化に対応できる技術が今あるのかとか、いろんな部分において陳情書に書かれているものは、私は理解したいと思いますし、これから生きていく人たちの大きな負担も残しちゃいけないと私は常日頃考えていまして、そういう危険性のある原子力発電というのは、しっかりと判断して、40年という決まりをつくった電力会社が自らそれを伸ばそうとしているのはやはり経済的な部分が大きいと思いますし、あと、その再生可能エネルギーの推進については九州電力が、やはりかぎを握っているのはもう皆さん御承知のとおりで、送電線を造るのにも大きな費用が要りますし、電力の調整も九電が行っているということで、再生可能を進めるにもやはり九州電力の判断が大きいと。今、鹿児島県が、その審査を進めているんですけど、ここで、霧島市議会が、この陳情を不採択としたときの、その世論に与えるメッセージは、マイナスであると私は考えています。総合的に考えると、不採択というのはちょっとどうかと思っています。継続審議か、採択よりの判断をしたいなど、そのように感じております。

○委員長（宮田竜二君）

ほかありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは、ないようですので、自由討議を終わります。それでは、討論に入ります前に、先ほど、継続審査の御意見がありました。それとあと、採択、不採択の御意見ありましたので、継続審査をするかしないかの可否をとりたいと思います。継続審査に賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

はい、ありがとうございます。起立者1名、賛成少数として採決を行うことにいたします。それでは本陳情について討論に入ります。討論ありませんか。

○委員（有村隆志君）

本陳情につきましては、先ほども申し述べましたけれども、私たち霧島市議会として、おっしゃるような原発の構造上のことについて判断する資料が、原子力規制委員会であったり、国、県、県の委員会であったりすると、もらえるものが実際にない中で、我々市議会として判断できないのではないかということが大きな1点であります。それから、陳情者のおっしゃっている、いろんな御心配は、確かに、それは我々も、そういうものがあるということは当然お聞きしたところでございますが、それについても、やはり原子力規制委員会できちっと判断し、国県のほうで責任持っていたらいいものと思いますので、今回はそういう意味で、不採択と。我々そういった情報を持ち得な

い中で判断をするのはいかなものかということで不採択というふうに考えております。

○委員長（宮田竜二君）

次に原案に賛成の発言を許可します。

○委員（宮内 博君）

川内原発の20年延長運転期間に関する陳情書に賛成の立場から、討論に参加をいたします。陳情書は、原発開始から40年を迎える川内原発の20年延長の中止を求めて、提出されております。委員会審査の中でも議論をいたしました。東京電力福島第1原発の事故から、11年が経過をすることになります。今でも、3万人を超える方がふるさとに帰れず避難生活を余儀なくされている現状があります。また、福島第1原子力発電所が立地をしております。双葉町、大熊町、いずれも、やっと今年になりましてから、帰還困難区域の一部が解除されるという状況であります。このようなことを見ても、原発がひとたび事故を起こせば、住民に甚大な被害を与えることは、誰の目にも、明らかであります。私たちは、そのことを、福島第1原子力発電所の事故によって、体験をした、正にその世代であります。にもかかわらず、岸田政権が既存原発の最大限の活用を図るといいう見解を示しまして、既に再稼働している川内原発を含めた原発10基に加えて、2023年夏以降新たに、7基を順次再稼働させることを、強調しているわけです。原油価格の高騰の中で、原発依存の動きが加速されようとしております。自給率を高めて、省エネと一体に、100%国産の再生可能エネルギーを普及できる、そういう取組こそ、今正に求められているのではないかとこのように思います。川内原発の20年延長が現実になる中で、延長は、中止すべきという発信を霧島市議会が行うことは極めて重要だということに思います。そういう立場から、本陳情書には、賛成をすべきだということで、発言とさせていただきます。

○委員長（宮田竜二君）

はい、ほかに討論ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論を終わります。採決します。陳情第4号について、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者2名。起立者少数と認めます。したがって、陳情第4号については、不採択すべきものと決定しました。

△ 委員長報告に付け加える点

次に、委員長報告に何か使え、付け加える点はありませんか。ある場合は、議案番号とその内容を、御発言ください。

○副委員長（今吉直樹君）

議案第61号について、実際、霧島市役所において育児休業の取得は進んでいないと認識しています。しかしながら霧島市は、出生率を向上して、人口をふやしていくという、人口ビジョンを掲げ、働きやすい職場環境をつくっていこうと言っている中で、なかなかその数値は上がってこないというのは、やはりその課題を認識するべきだと思います。所属長の対象者に対する声かけもルール化するというか、任せるのではなくて、必ず対象者には声をかけることや、ふだんから、そういう職場内の雰囲気をつくるために、職員同士で声を掛け合うとか、また総務課が職場でそういう対象者が出たときは、補充人員を確保しますよという安心できるメッセージを出すとか、少し強いルールづくりをしないと、実際は数字が上がっていかないと思いますので、そこについて、委員長報告に加えていただけたらと思います。

○委員（松枝正浩君）

今、今吉副委員長のほうからもありましたように、議論でもありましたように育児休業の取得率の数値が余り高くないというところも、審査の中から出てきたわけであり。計画をつく

っても、結局それを実質的に使っていかなければ、形骸化してしまいますので、子育て応援ハンドブックというのもある、そこを基に、しっかりとやっていくというところでありましたけれども、さらに積極的な推進を求めながら、皆さんが安心して休んでも、また次働けるというような体制を、しっかりと構築をしていただきたいということで、そこを強く求めておきたいというふうに思っております。

○委員長（宮田竜二君）

ほかありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それではただいまの御意見を織り込むこととし、報告については、委員長に御一任いただけますでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

それではそのようにさせていただきます。今回付託を受けた議案1件、陳情1件については、9月30日の本会議で表決となりますので、その日に委員長報告を行います。これで、付託された案件の審査を終了いたします。

△ 閉会中の所管事務調査について

○委員長（宮田竜二君）

次に、閉会中の所管事務調査について協議します。具体的な調査項目等の御意見はありませんか。しばらくここで休憩します。

「休 憩 午前11時40分」

「再 開 午前11時46分」

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。閉会中の所管事務調査については、総務環境常任委員会の所管事項についてと、先ほど仮屋委員からありました、都城市へデジタル化、ふるさと納税、官民連携に関する行政視察を行うということによろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

次に、委員会全般に係る、その他として委員の皆様から何かありませんでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

なければ、以上で本日の総務環境常任委員会を閉会します。

「閉 会 午前11時50分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

委員長 宮田 竜二